

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月 3日

静岡地方裁判所沼津支部民事部

裁判所書記官 片 山 裕 嗣

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 1日 午前 8時30分から 令和 8年 5月13日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月20日 午前10時00分 場 所 静岡地方裁判所沼津支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月10日 午前10時00分 場 所 静岡地方裁判所沼津支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月21日 午後 1時00分から 令和 8年 5月21日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 ただし、特別売却については、現金又は(1)による。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるため、権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
<p>一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを本日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。</p> <p>特別売却の買受申出先は、当庁執行官。申出価額は買受可能価額以上の金額で、先着順(電話・郵送申出不可。同時の場合は高額の方、同額は別途基準で)。</p>	



## 物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下  |
|   | 地 番   | 98番6   |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 114.66平方メートル                                       |
| 2 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下  |
|   | 地 番   | 102番4  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 90.19平方メートル  |
| 3 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下 98番地6、102番地4                           |
|   | 家屋 番号 | 98番6   |
|   | 種 類   | 居宅   |
|   | 構 造   | 木造スレート葺3階建   |
|   | 床 面 積 | 1階 92.49平方メートル<br>2階 78.84平方メートル<br>3階 28.15平方メートル |

## 物件明細書

令和 8年 2月20日

静岡地方裁判所沼津支部民事部

裁判所書記官 片山 裕嗣

- 
- 1 不動産の表示  
【物件番号1～3】  
別紙物件目録記載のとおり

---

  - 2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

  - 3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号1～3】  
なし

---

  - 4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号3】  
本件所有者が占有している。

---

  - 5 その他買受けの参考となる事項  
【物件番号1～3】  
なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります。）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下  |
|   | 地 番   | 98番6   |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 114.66平方メートル                                       |
| 2 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下  |
|   | 地 番   | 102番4  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 90.19平方メートル  |
| 3 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下 98番地6、102番地4                           |
|   | 家屋 番号 | 98番6   |
|   | 種 類   | 居宅   |
|   | 構 造   | 木造スレート葺3階建   |
|   | 床 面 積 | 1階 92.49平方メートル<br>2階 78.84平方メートル<br>3階 28.15平方メートル |

令和7年(ケ)第98号  
令和7年12月17日受理  
令和8年1月29日提出

## 現況調査報告書

静岡地方裁判所沼津支部

執行官 秋 鹿 健 司 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下  |
|   | 地 番   | 98番6   |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 114.66平方メートル                                       |
| 2 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下  |
|   | 地 番   | 102番4  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 90.19平方メートル  |
| 3 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下 98番地6、102番地4                           |
|   | 家屋 番号 | 98番6   |
|   | 種 類   | 居宅   |
|   | 構 造   | 木造スレート葺3階建   |
|   | 床 面 積 | 1階 92.49平方メートル<br>2階 78.84平方メートル<br>3階 28.15平方メートル |



その他の事項

土地について

- 1 物件1の土地は、北側で町道689号線に接道している。
- 2 物件2の土地は、南西側で町道690号線（水路を含む）に接面（段差あり）している。
- 3 物件1の土地の北西側及び北東側に、それぞれカーポートが存在する。
- 4 物件2の土地の南東側に、簡易物置が存在する。

建物について

- 1 本件建物は2世帯住宅であり、1階部分及び2、3階部分に分かれている。双方の玄関横（建物内）のドアから内部での行き来ができる。

以上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (本件所有者)	<p>1 本件建物の2、3階部分には私と妻が、1階部分には私の母親が住んでいます。</p> <p>2 本件建物を購入して以降、増改築はしていません。前所有者が増改築したかはわかりません。</p> <p>3 本件建物内で、犬や猫は飼っていません。前所有者も飼っていなかったと思います。</p> <p>4 物件1の土地に駐車スペースがありますが、私と妻が使用してる車が2台停車しています。</p> <p>5 隣接地との間で、境界について争い等はありません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月17日(水) : - :	当庁執行官室	清水町役場に対し、間取図交付申請 (郵送・返信用封筒(切手220円貼付)添付)
7年12月18日(木) 10:25 - 10:33	静岡地方法務局 沼津支局	隣接地等全部事項証明書交付申請・受領
8年1月8日(木) 10:30 - 10:45	物件所在地	本件所有者Aの妻と面談 1 物件特定・写真撮影 2 本件所有者Aに対する現況調査期日通知書交付
8年1月22日(木) 13:40 - 14:55	物件所在地	本件所有者Aと面談 1 占有等確認・間取調査・写真撮影 2 評価人同行
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
年 月 日 ( ) : - :		
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

# 【A3版をA4版に縮小】

イ 87-4      ハ 181-10      ニ 101-4  
 93-3      ニ 181-11



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	駿東郡清水町徳倉字岩下			地番	98番6		
出力縮尺	1/600	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方法務局沼津支局管轄)

令和7年11月19日  
 東京法務局

地図整理番号: M94387

登記官

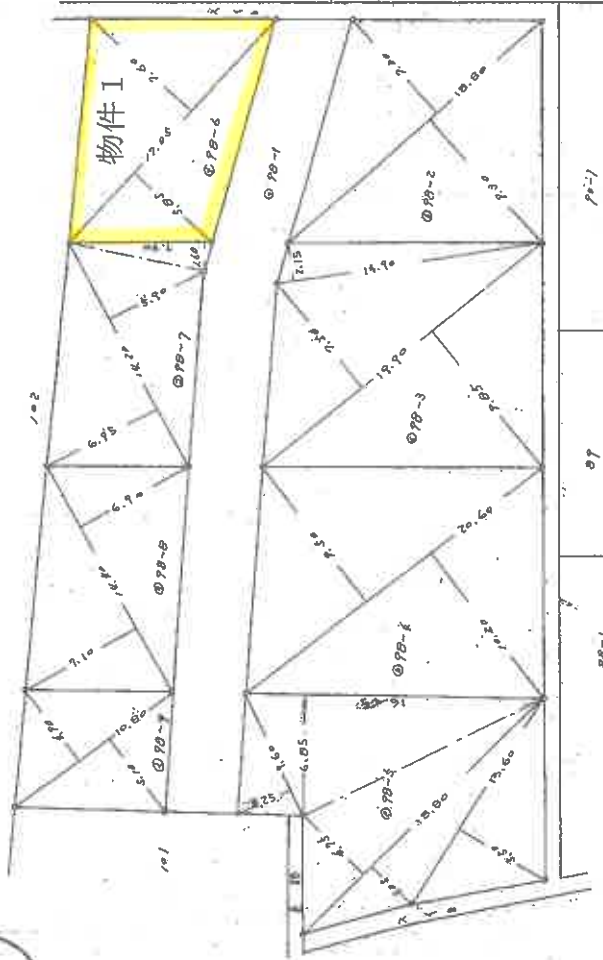
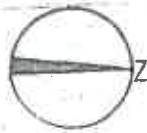
(1/1)

( 6 枚目)

登記年月日：昭和45年3月6日

252055  
番 98-2 98-3 98-4 98-5  
98-6 98-7 98-8 98-9  
土地の所在 駿東郡清水町徳倉字岩下

地積測量図



⑧ 98-1  
10.00 x 7.00 + 2.00 x 2.00 = 80.00  
地積 = 80.00 m<sup>2</sup>

⑨ 98-2  
10.00 x 7.00 + 2.00 x 2.00 = 80.00  
地積 = 80.00 m<sup>2</sup>

⑩ 98-3  
10.00 x 7.00 + 2.00 x 2.00 = 80.00  
地積 = 80.00 m<sup>2</sup>

⑪ 98-4  
10.00 x 7.00 + 2.00 x 2.00 = 80.00  
地積 = 80.00 m<sup>2</sup>

⑫ 98-5  
10.00 x 7.00 + 2.00 x 2.00 = 80.00  
地積 = 80.00 m<sup>2</sup>

⑬ 98-6  
10.00 x 7.00 + 2.00 x 2.00 = 80.00  
地積 = 80.00 m<sup>2</sup>

⑭ 98-7  
10.00 x 7.00 + 2.00 x 2.00 = 80.00  
地積 = 80.00 m<sup>2</sup>

⑮ 98-8  
10.00 x 7.00 + 2.00 x 2.00 = 80.00  
地積 = 80.00 m<sup>2</sup>

⑯ 98-9  
10.00 x 7.00 + 2.00 x 2.00 = 80.00  
地積 = 80.00 m<sup>2</sup>

縮尺 1/300

(静岡県土地家屋調査士会指定用紙)

945.3.6

縮小版をA4版に縮小

製作者  
昭和45年3月6日

申請者

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
(静岡地方裁判所沼津支部管轄)  
令和7年11月19日 東京法務局



登記年月日：平成6年6月22日

建築物各階平面図

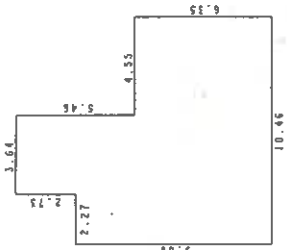
家屋番号 98-6

建物の所在 駿東郡清水町徳倉字岩下98番地6, 102番地4

各階平面図

652298

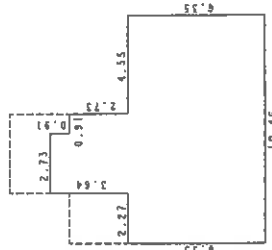
1 階



求積表

9.08 X 2.27 =	20.6116
11.81 X 3.64 =	42.9884
6.35 X 4.55 =	28.8925
合計	92.4925
床面積	92.49 m <sup>2</sup>

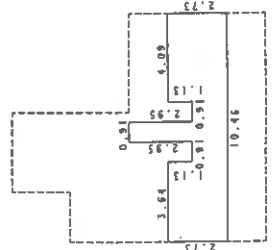
2 階



求積表

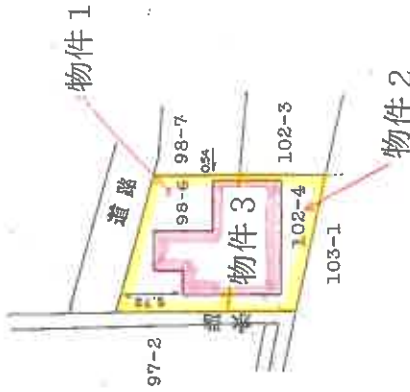
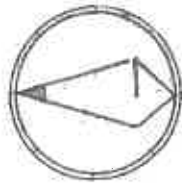
0.91 X 2.73 =	2.4843
2.73 X 3.64 =	9.9372
6.35 X 10.46 =	66.4210
合計	78.8425
床面積	78.84 m <sup>2</sup>

3 階



求積表

1.13 X 3.64 =	4.1132
2.95 X 0.91 =	2.6845
1.13 X 4.09 =	4.6217
1.60 X 10.46 =	16.7360
合計	28.1554
床面積	28.15 m <sup>2</sup>



(単位:m)

1 / 500

申請人

1 / 250

縮尺

製作者

b.b.22

静岡県土地家屋調査士会会員指定用紙

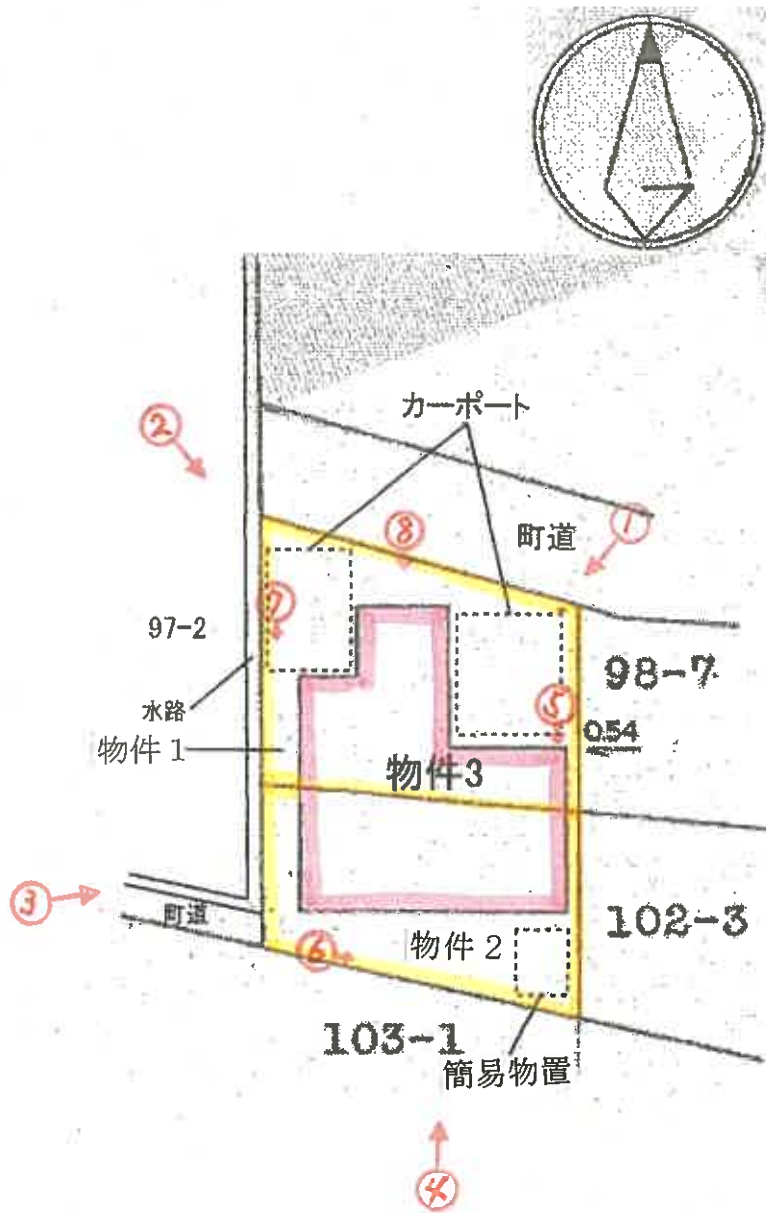
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
 (静岡県地方事務局沼津支局管轄)  
 令和7年11月19日 東浜法務局

登記簿

(9 枚目)

地図整理番号：M94950

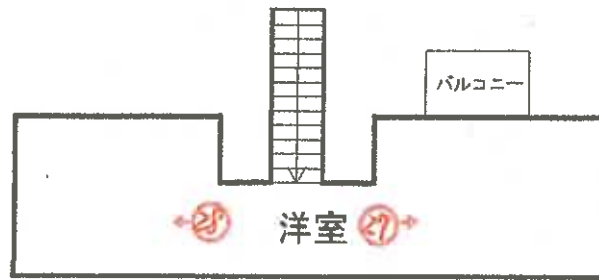
# 建物配置図(物件3)



♂写真撮影方向

※公図、建物図面等の図面を基に合成して作成した概略図であり、現況と相違する可能性がある。

# 間取図 (物件3)



3階



2階



1階

( 11 枚目)

♂写真撮影方向

写真1



カーポート

カーポート

写真2



カーポート

カーポート

(12枚目)

写真3



写真4



写真5



写真6



(14枚目)

写真7



写真8



写真9



写真10



(16枚目)

写真 1 1



写真 1 2



( 1 7 枚目 )

写真13



写真14



(18枚目)

写真15



写真16



写真17



写真18



写真 1 9



写真 2 0



写真 2 1



写真 2 2



( 2 2 枚目 )

写真 2 3



写真 2 4



( 2 3 枚目 )

写真 2 5



写真 2 6



( 2 4 枚目 )

写真 2 7



写真 2 8



( 2 5 枚目 )

令和7年（ケ）第 98 号  
令和8年 1 月 22 日 現地調査  
令和8年 1 月 26 日 評 価

静岡地方裁判所 沼津支部 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士  
柳 田 毅

物 件 目 録

- |   |       |  |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下  |
|   | 地 番   | 98番6   |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 114.66平方メートル                                       |
| 2 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下  |
|   | 地 番   | 102番4  |
|   | 地 目   | 宅地   |
|   | 地 積   | 90.19平方メートル  |
| 3 | 所 在   | 駿東郡清水町徳倉字岩下 98番地6、102番地4                           |
|   | 家屋 番号 | 98番6   |
|   | 種 類   | 居宅   |
|   | 構 造   | 木造スレート葺3階建   |
|   | 床 面 積 | 1階 92.49平方メートル<br>2階 78.84平方メートル<br>3階 28.15平方メートル |

## 第1 評価額

一括価格	
金 6,150,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 1,500,000円
物件2(土地)	金 1,190,000円
物件3(建物)	金 3,460,000円

- ① 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1、2の内訳価格は物件3の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の状況変更は考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な範囲に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は、引受債務相当額を控除する前の価格である。

### 第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
3	物件目録記載のとおり	
① 物件1、2は一体地を構成する。 ② 物件3の建物は上記物件1、2の土地に存する。		

※現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2一括）

位置・交通	J R 東海道本線「三島」駅の南方・直線距離約 5.4 km (別添「位置図」参照)	
付近の状況	狩野川の南西岸に位置する市街化調整区域内に形成される周辺に農地が広がる既存の住宅地域で、目的物件付近は中小規模一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域が形成されている。当該地域の標準的画地は概ね 150～200㎡程度の戸建住宅地と判断される。近隣地域とその周辺に特段の変動要因は認められず、当面は概ね現状のまま推移するものと予測する。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化調整区域 用途地域 無 建蔽率 60% 容積率 200% 防火規制 なし その他の規制 建築基準法第22条指定区域
画地の状況	地積 形状 間口・奥行 地勢 接道状況 その他	204.85㎡ 概ね整形（公図等参照） 間口約13m（北側町道との接面部分） 奥行概ね15m程度 概ね平坦地 二方路画地 なし
接面道路の状況	概ね北側幅員約4m舗装町道（建築基準法上の道路） 西側幅員約1.7m舗装町道（建築基準法外の道路） 注1)北側町道の幅員には側溝（両側約0.4m）を含む。 注2)西側町道は幅員約1.7mの舗装部分と並行して幅約0.4mの水路が流れている。	
土地の利用状況	現況利用・・・物件3建物の敷地として利用されている。 目的外建物の有無・・・なし その他・・・・なし	

<p>供給処理施設</p>	<p>上水道 あり  ガス配管 なし  下水道 なし</p> <p>(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</p>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物件1の土地の北西側及び北東側（北側町道との接面部分）に各々カーポートが設置されている。</li> <li>・ 物件2の土地の西側には水路が流れ、前頁記載の西側町道と対象物件との間には水路が介在するが（公図参照）、対象物件と西側町道との接面部分の水路は町道の範囲に含まれる。</li> <li>・ 物件2の土地の南東端部分に簡易物置が存する。</li> <li>・ 本物件（物件1及び2の土地とも）は既存宅地の確認済みの土地である（沼土都第5-448号/平成5年10月12日）。</li> <li>・ 執行官作製の現況調査報告書も参照されたい。</li> </ul>

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月(登記記載) 平成6年6月21日新築 経過年数：約32年 経済的残存耐用年数：概ね数年程度
仕 様	構 造：木造3階建 屋 根：スレート葺 外 壁：サイディング等 内 壁：クロス等 天 井：クロス等 床：フローリング、畳等 設 備：電気、給排水、衛生 その他：2世帯住宅（下記特記事項も参照）
床面積(現況)	ほぼ登記どおりとみられる。
現況用途等	現況用途・・・居宅 間取り・・・後添建物間取図参照
品 等	中品等
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	所有者及び家族が居宅として利用し占有している。 ※ 詳細は執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本物件は1階及び2階にリビング、ダイニング、キッチン、浴室等をそれぞれ備える2世帯住宅仕様で、玄関も1階に2か所存するが、1階の玄関ホールを仕切る壁には扉が設置されており、内部での往来が可能な構造となつている。</li> <li>・ 3階は2階の小屋裏を利用しているため、天井には傾斜がある（両階は階段で結ばれている）。</li> <li>・ 外壁、内壁、建具等に経年相応の損耗・老朽化が認められるほか、3階の内壁には多数のクラックが確認された。</li> <li>・ 執行官の現況調査報告書も参照されたい。</li> </ul>

## 第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また対象物件が戸建住宅とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1、2（土地）

物件1、2の更地価格を算定し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	60,800	1.00	114.66	0.90	6,270,000
2	60,800	1.00	90.19	0.90	4,940,000

ア 標準画地価格：（公示価格等からの規準）

県基準地 （清水町-3）

公示価格等                      時点修正                      標準化補正                      地域格差                      標準画地価格  
 $88,400\text{円}/\text{m}^2 \times 99.3 / 100 \times 100 / 101 \times 100 / 143 \doteq 60,800\text{円}/\text{m}^2$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：道路方位を考慮した。

◇ 地域格差：街路、交通接近、環境条件等を考慮して査定した。

イ 個別格差：なし（西側町道接面による効用増は殆どないものと判断した）。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の状態等を考慮した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
3	160,000	199.48	0.05	1,600,000

ウ 現 価 率 : 建物用途、構造、経過年数、管理状況等を考慮して5%程度と判定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ=ウ
1	6,270,000	0.50	法定地上権	3,140,000
2	4,940,000	0.50	法定地上権	2,470,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格 (円) (1①オ, 1②エ) ア	土地利用権等 価格の控除 及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,270,000	- 3,140,000	/	0.80	0.60	1,500,000
2	4,940,000	- 2,470,000	/	0.80	0.60	1,190,000
3	1,600,000	+ 5,610,000	—	0.80	0.60	3,460,000
一 括 価 格 ( 合 計 )						6,150,000

ウ 占有減価修正 : なし

エ 市場性修正 : 土地・建物一体としての市場性等を考慮した。

オ 競売市場修正 : 第2評価の条件記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査基準地 ( 清水町-3 )

所 在 : 駿東郡清水町徳倉字仲田1083番4

価 格 : 88,400円/㎡

価 格 時 点 : 令和7年1月1日

地 積 : 165㎡

供給処理施設 : 水道・ガス・下水

接 面 街 路 : 西側 6m 町道

用 途 指 定 等 : 第1種中高層住居専用地域

(建蔽率60%・容積率150%)

地 域 の 概 要 : 一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域

## 第7 附属資料の表示

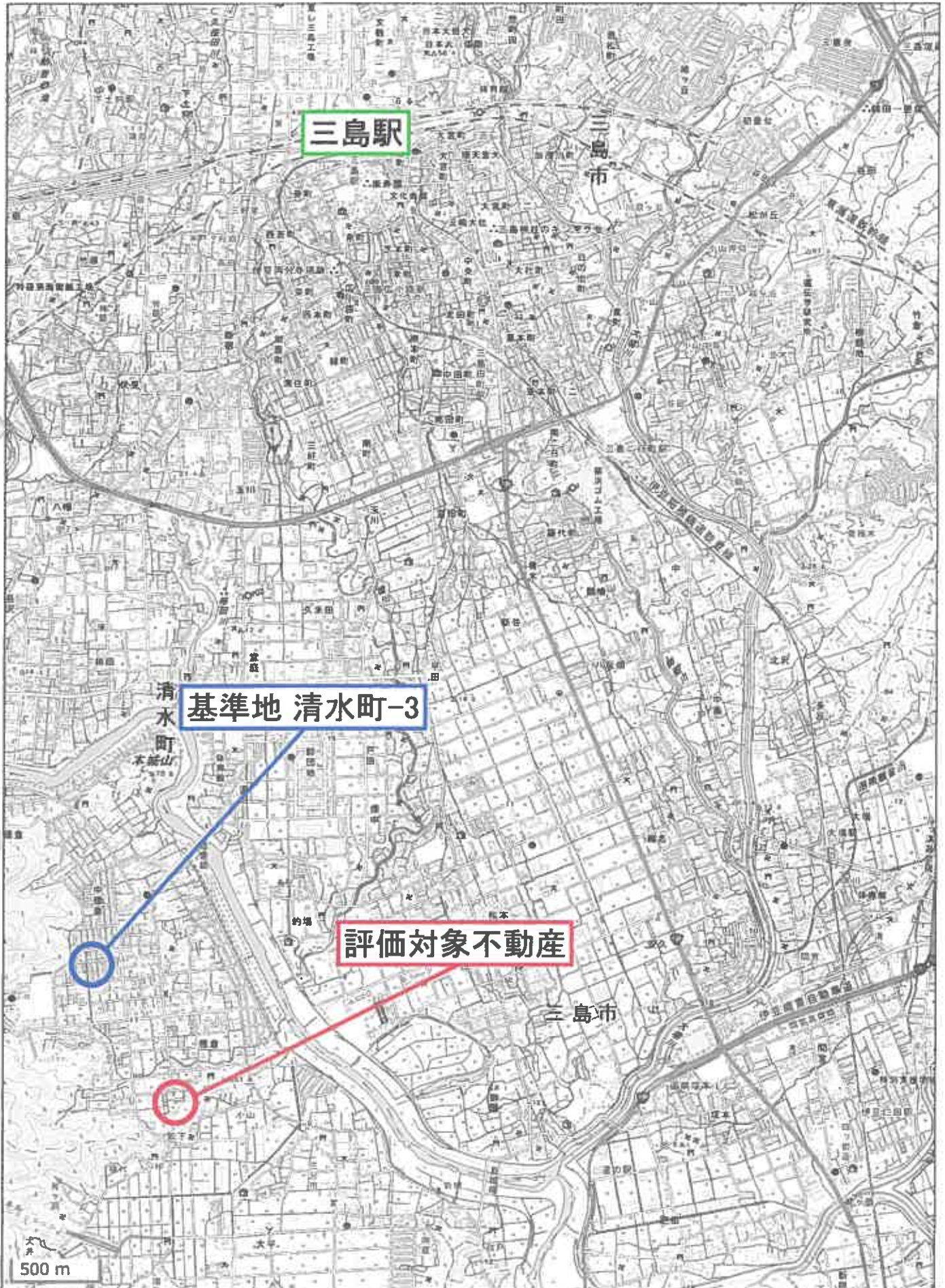
1 位 置 図

2 公 図 写

3 建物配置図

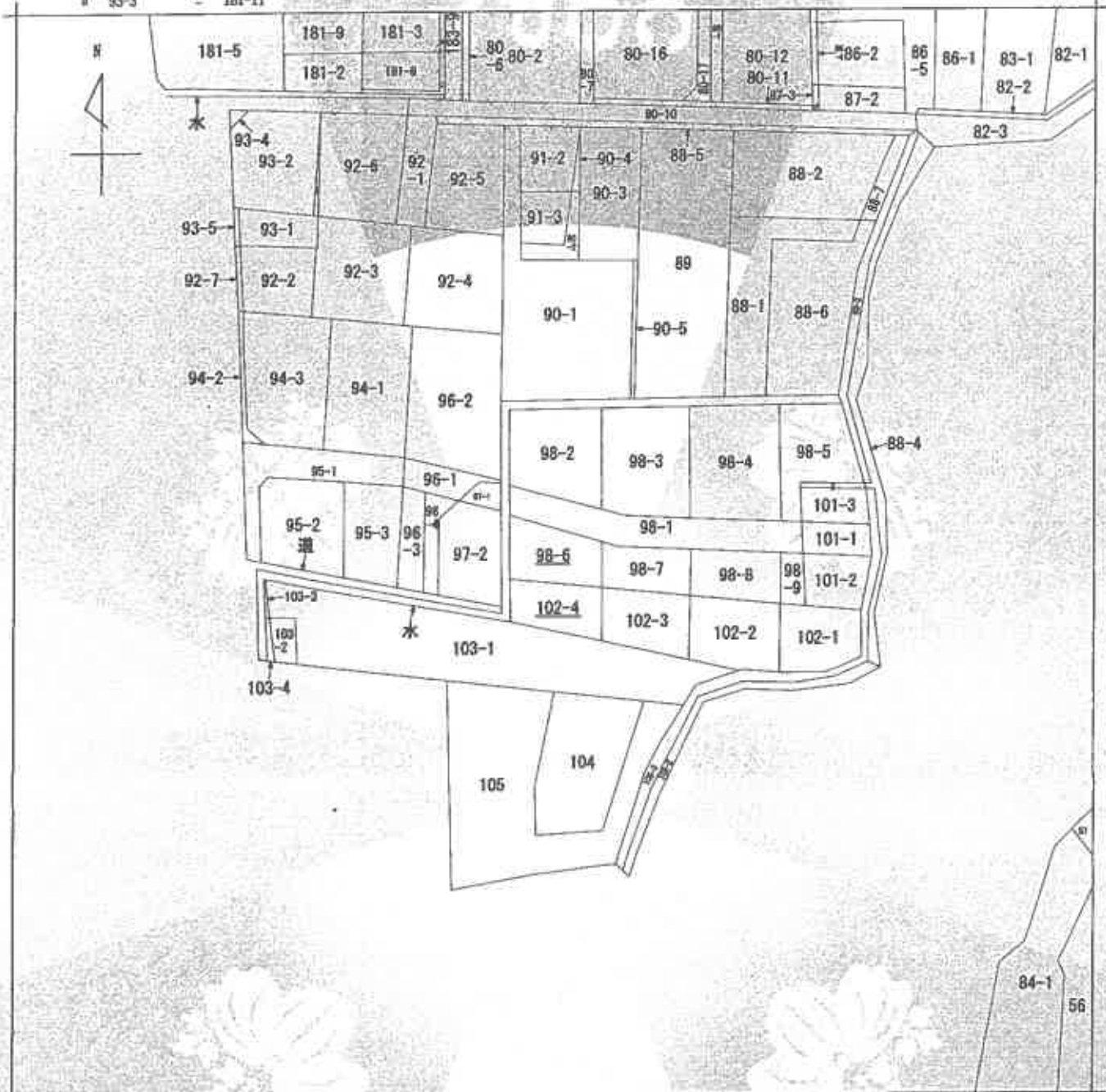
4 間 取 図

以 上



# 公図写

f 87-4    ^ 181-10    \* 101-4  
 # 93-3    = 181-11



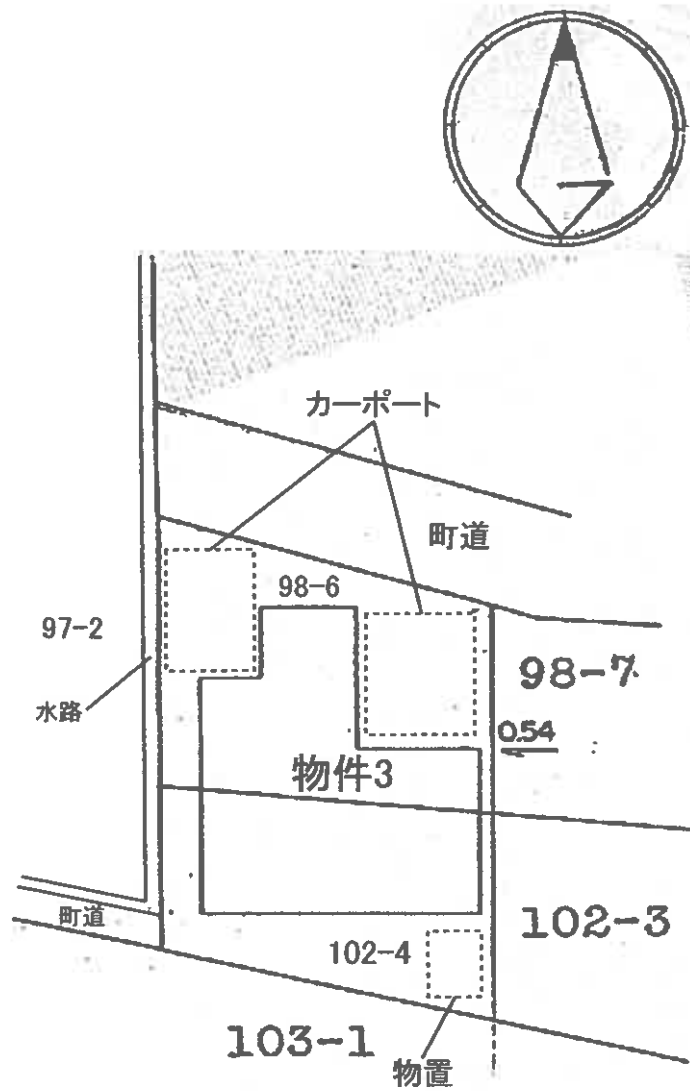
(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を基礎にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の要略を記載した図面です。



請求部	所在	駿東郡清水町徳倉字岩下		地番	98番6	
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項
						種類 旧土地台帳附属地図

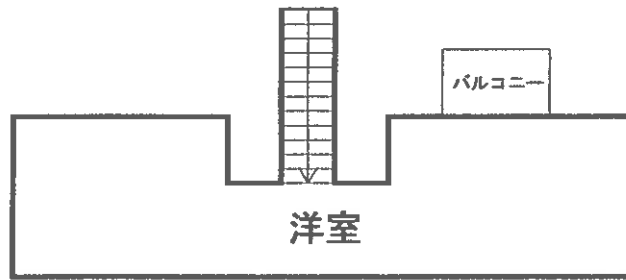
A3→A4に縮小

# 建物配置図(物件3)

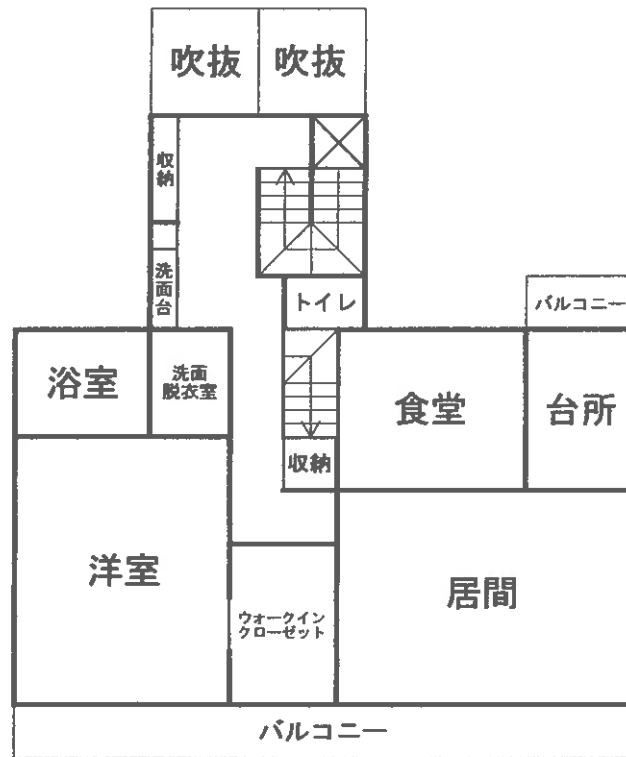


※公園、建物図面等の図面を基に合成して作成した概略図であり、現況と相違する可能性がある。

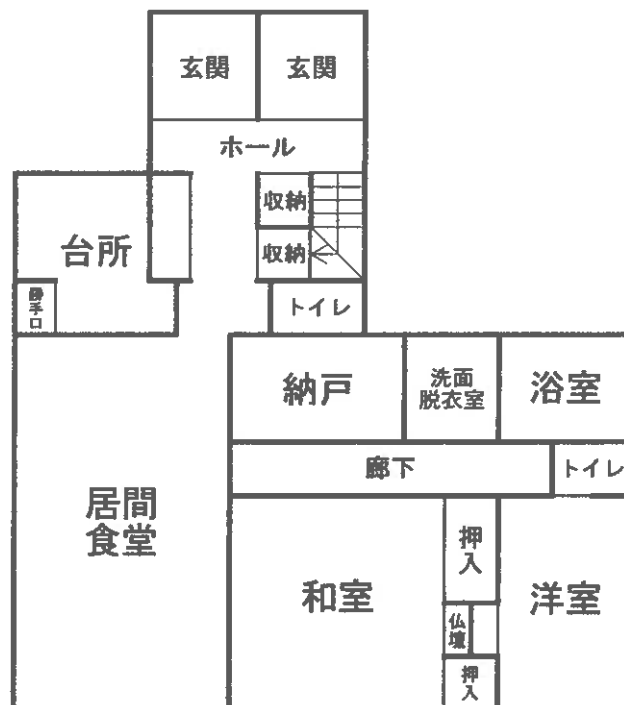
# 間取図 (物件3)



3階



2階



1階